

おわりに

「はじめに」でも触れたとおり、平成21年度における委員会を巡る大きな動きとしては、委員会の紛争処理機能の拡大について法整備が進められていることが挙げられる。本文でも言及したが、ここで改めて述べたい。

委員会は、「電気通信事業法」の規定に基づくあっせん・仲裁については、紛争当事者が「電気通信事業者」である場合の紛争事案のみ取り扱っている。

他方、近年のIP化やブロードバンド化の進展により需要が拡大している通信プラットフォーム事業やコンテンツ配信事業については、電気通信回線設備を設置せずに行っている電気通信事業であり、事業法では「電気通信事業者」に該当しないとされているため、通信プラットフォーム事業者・コンテンツ配信事業者と電気通信事業者の間で接続等に関する紛争事案が生じても、委員会の紛争処理の対象とはならない。

通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場がさらに拡大していくことが予想される中で、配信サーバのみを設置する回線不設置事業者と回線設置事業者との間の接続形態が増加していくことが見込まれ、それに伴い、当該事業者間での紛争事案が発生する事態も懸念されている。

また、放送の再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争についても、情報通信審議会の答申において、実態として当事者間の協議が多数進行中であることが指摘されている。

こうした現状を踏まえ、所要の法律の改正案が国会に提出されていることは、第 部第2章で記載したとおりである。

委員会にとっては未知の分野であるが、これまでの紛争処理の実績を活用しつつ、対象範囲の拡大によって見込まれる新たな紛争についても、ADR（裁判外紛争処理）機関として求められている役割を果たすべく、迅速かつ円滑に解決できるよう引き続き鋭意努力していく所存である。